

森林管理局へようこそ	報道・広報	森林管理局の仕事	公売・入札情報等	リンク集
------------	-------	----------	----------	------

ホーム> [四国森林管理局の取組](#)> [樹木採取権制度](#)> 樹木採取区指定の検討のための新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）の実施について

樹木採取区指定の検討のための新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）の実施について

令和7年2月12日
四国森林管理局

南予森林計画区における樹木採取区指定の検討のため、川上の事業者との連携に向けた方策も含めた新たな木材需要創出の構想の情報提供をお願いする新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）を以下の実施要領により実施します。

[樹木採取区指定の検討のための新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）実施要領\(PDF：132KB\)](#)
[新規需要創出構想提供書（様式1）\(WORD：37KB\)](#)
[資料提供等申出書（様式2）\(WORD：35KB\)](#)
[質問票（様式3）\(WORD：31KB\)](#)

新規需要創出構想提供書の期限等

新規需要創出構想提供書（様式1）は、以下の調査開始日から提出期限までに、調査担当部局の電子メールアドレス宛に提出してください。

調査開始日：令和7年2月12日（水曜日）
提出期限：令和7年5月12日（月曜日）
電子メールアドレス：shikoku_keikaku@maff.go.jp

お問合せ先

四国森林管理局計画保全部計画課

担当者：流域管理指導官

ダイヤルイン：088-821-2100

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



関連リンク集

林野庁
トップページへ

樹木採取区指定の検討のための新規需要創出動向調査
(マーケットサウンディング) 実施要領

1 はじめに

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）に基づく樹木採取権制度は、国有林野の一定区域を樹木採取区として指定し、当該区域で一定期間・安定的に伐採できる権利である樹木採取権を公募・審査・選定を経て民間事業者に設定するものです。

本制度については、地域の民間事業者が対応しやすい権利期間 10 年程度、区域面積 200～300 ヘクタール程度を基本の規模（以下「基本形」という。）として、全国 10 か所に樹木採取区を指定し、制度検証を行ってきたところです。この検証結果等を踏まえ、今後の樹木採取権設定に関する方針（令和 4 年 12 月 27 日林野庁公表）において、基本形の樹木採取区の指定手続にもマーケットサウンディングを導入し、提案された構想により木材需要増加の確実性が高い地域において、樹木採取区を指定することとしたところです。

以上を踏まえ、南予森林計画区における樹木採取区指定の検討のため、川上の事業者との連携に向けた方策も含めた新たな木材需要創出の構想の情報提供（以下「構想提供」という。）をお願いするものです。

2 基本的事項

(1) マーケットサウンディングを行う者

四国森林管理局長

(2) マーケットサウンディング担当部局及び連絡先

本調査に係る問合せ等は以下に対して行ってください。

四国森林管理局計画保全部計画課流域管理指導官（以下「調査担当部局」という。）

住所：〒010-8550 高知県高知市丸の内 1 丁目 3 番 30 号

電話番号：088-821-2100

電子メールアドレス：shikoku_keikaku@maff.go.jp

(3) マーケットサウンディングを開始する日及び新規需要創出構想提供書の提出期限等

新規需要創出構想提供書（様式 1）（以下「構想提供書」という。）は、以下の調査開始日から提出期限までに、2 (2) の調査担当部局の電子メールアドレス宛に提出願います。

調査開始日：令和 7 年 2 月 12 日（水）

提出期限：令和 7 年 5 月 12 日（月）17 時 00 分まで（必着）

3 マーケットサウンディングを行う森林計画区に関する事項

- (1) 対象となる森林計画区の名称
森林計画区名：南予森林計画区
- (2) 対象となる森林計画区に係る森林計画の計画期間
計画期間：令和9年4月1日～令和14年3月31日

4 構想提供者の要件

構想提供書を提出いただける方（以下「構想提供者」という。）は、素材（原木）を原材料として使用して製品を製造する者又は当該製品を利用する事業を行う者（意向のある者を含む。以下「実需者」という。）のうち、本件のマーケティングを行う森林計画区を素材の集荷圏に含む構想を有する者であって、以下(1)～(3)に該当しない者とします。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体

5 構想提供書の内容

新たな木材需要創出の内容、事業の実施体制その他の下記に掲げる事項について様式1に記載願います。

この際、樹木採取区の規模については、基本形以下のものに限るものとします。

- (1) 新たな木材需要創出の内容等
 - ア 新たな木材需要創出の内容、時期及び規模（樹種別の素材消費量及び必要とする素材の樹種、材質、材長、径級その他の規格を含む。）
 - イ 当該需要が発生する地域及びその集荷圏（樹木採取権制度の活用を希望する森林計画区名を含む。）
 - ウ 想定素材購入価格、最終消費者までのサプライチェーン（連携する川下の事業者の具体名）、目標とする規模に到達する年数とその道行き（計画・構想、進捗度合い、地域（地方公共団体等）との調整状況）、実現可能性・確実性に関する情報
- (2) 事業の実施体制（(1)の実行のため連携が必要となる川上の事業者及びその労働力の状況、伐採後の再生林に係る労働力確保の見込み（雇用状況や事業体間での連携状況）等）
- (3) 新たな木材需要創出のうち、樹木採取権制度により調達を希望する数量、時期及び民有林からの調達予定数量、民有林との連携・協調方策その他地域振興への寄与方策
- (4) その他

6 構想提供に当たっての留意事項

構想提供に当たっては、以下に掲げる事項に留意願います。

- (1) 構想提供書の文量等は構想提供者の自由とします。構想提供に要する費用は全て構想提供者の負担となります。
- (2) 構想提供の内容は、樹木採取権制度の趣旨に即したものとし、法令、ガイドラインその他の通知を参考としてください。
- (3) 構想提供に当たっては、樹木採取権制度の前提に民有林を圧迫しないこと、樹木の対価が通常の立木販売以上となること等が含まれていることに留意ください。
- (4) 構想提供者に対しては、必要に応じてヒアリングを行わせていただくことがあります。ヒアリングでの発言等は、双方を拘束するものではありません。
- (5) 地方公共団体等との調整状況を確認するため、構想提供書を地方公共団体等に共有する場合があります。
- (6) 構想提供の内容は、ヒアリング等で確認を行った後に、法人名等の構想提供者等が特定される情報を伏せて公表します。なお、公表内容等は事前に構想提供者へ確認します。
- (7) 構想提供の内容は、構想提供者の将来構想を含むものであることから、収集した情報は、関係法令に基づき適切に取り扱います。
- (8) 構想提供後、構想が中止又は大幅に変更となった場合は、2(2)の調査担当部局にその旨を連絡してください。
- (9) 構想提供があったことをもって、樹木採取権の設定や国有林材の供給を約束するものではありません。また、構想提供書の内容により、その後の樹木採取権の設定に係る民間事業者の選定等において、構想提供者が有利又は不利に取り扱われることもありません。

7 資料の提供について

- (1) 構想提供書の作成に当たり参考となるよう、現時点で森林管理局が提供可能な(7)の資料を提供いたします。資料の提供を希望する場合は、2(2)の調査担当部局の電子メールアドレス宛にメールにて資料提供等申出書(様式2)を(2)の期限までに提出願います。
ただし、既にホームページで公表されている資料については、当該URLを参照してください。
- (2) 資料提供等申出書の提出期限は以下のとおりです。
提出期限：令和7年4月14日(月)17時00分まで(必着)
- (3) 広く一般に公表していないデータ等が含まれる場合は貸与資料とし、必要性等を検討の上可能な場合に提供いたします。
- (4) 貸与資料は本調査に係る検討以外の目的で使用してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うとともに、関与する者以外に貸与資料に係る情報を漏洩してはなりません。

- (5) 貸与資料によっては取扱条件を付す場合があります。
- (6) 貸与資料は、令和7年5月12日(月)までに全て四国森林管理局に返還するとともに、複写物等を作成した場合にはその一切を破棄及び消去してください。
- (7) 提供資料
 - ア 国有林の森林資源量、伐採量の現況に係る資料
https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/release/keikaku/shinrinkeikaku_001.html
https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/release/keikaku/forest_drawing.html
 - イ 立木販売実績等国有林材の販売量、販売金額に係る資料
https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/R6_ryuboku_kouhyou.html
 - ウ 樹木採取権に係る法令、ガイドラインその他の通知
https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/jyumokusaisyuken.html

8 質問について

- (1) 質問がある場合は、2(2)の調査担当部局の電子メールアドレス宛にメールにて質問票(様式3)を以下(2)の期限までに提出願います。適宜回答いたします。なお、提出のあった質問及びその回答の一覧を公表することで回答に代える場合があります。
- (2) 質問表の提出期限は以下のとおりです。
質問票の提出期限：令和7年3月12日(水)17時00分まで(必着)
- (3) 構想提供書の提出に係る手続など簡易な質問については、電話、メール本文での質問など質問票の様式を用いない方法で構いません。

今後の樹木採取権設定に関する方針について

「今後の樹木採取権設定に関する方針」の策定について（令和4年12月林野庁プレスリリース）

（参考1）

基本形の樹木採取区についての取組

基本形の樹木採取区を 全国10か所で指定

（区域面積200～300ha（皆伐相当）
権利期間10年程度）

10か所の樹木採取区のうち8か所で権利設定（令和4年10月現在）。

2か所※については、製材工場の新・増設等、直近に地域で身体的な需要の増加がみられたことが申請のなかった大きな要因（①）。

10か所の樹木採取区の指定に当たっては、年次統計の推移から素材生産量が増加傾向にある地域を選定

※再公募でも申請がなかったことから指定を解除する方向。

樹木採取権者からの主な意見

- 新規雇用や重機購入により作業班を増やす予定
 - 樹木採取権の設定を契機に造林事業にも取り組む予定
 - 安定的な事業地確保ができてくるのが大きな利点で、連携する川中事業者も安定的な原料調達が見込めるとの反応
- ⇒ 事業者の育成はもとより国産材のサプライチェーンの強化にも寄与（①）

事業者アンケート

- 説明会に参加した事業者からは、期間が「ちようどいい」との回答が6割、「長い」との回答が4割（最初の公募で申請のなかった4地域では「長い」との回答が6割）（③）
- 申請を見合わせた理由として「事業の実施体制を組むことが困難」が6割弱（③）

大規模・長期間の樹木採取区についての取組

大規模・長期間の樹木採取区の指定を検討するため、3回のマーケットサウンディングを実施

3回目のマーケットサウンディングで継続案件とする提案があった。

- 3回のマーケットサウンディングでは、
- 担当者のアイディアベースの構想から事業地を取得済みの構想まで多様な検討段階のものがあった（②）
 - 大規模な構想を持つ川中事業者と地域の川上事業者との連携が難航し構想の具体化まで至らなかったものがあつた。（③）

＜継続案件＞ 新しい木質資材を製造する ための大型工場を新設する 構想

提案者：住宅関連業者
進捗：技術試験中。事業地を取得済。2025年後半から稼働開始予定
権利期間：20年程度（加工機械の耐用年数を考慮）
原木消費：30万m³/年程度

方針のポイント

基本形

① 基本形の樹木採取区の指定手続に マーケットサウンディングを導入

資源状況等を踏まえ、樹木採取区が指定可能な森林計画区をあらかじめ公表。その上で、指定に当たって、計画区ごとの計画編成時期にあわせて定期的にマーケットサウンディングを実施し、製材工場の新・増設等の需要を確認。

大規模・長期間

② マーケットサウンディングの確認項 目を事前に公表

大規模・長期間に係るマーケットサウンディングについては、常時提案を受け付け、ニーズを把握。大規模な構想は、具体化に向けた検討や準備に一定期間を要することから、確認する項目を事前に公表し、進捗状況に応じた円滑な提案を促進。

大規模・長期間

基本形

③ 樹木採取区の複数・同時指定方式等 を導入

大規模需要への対応として、隣接する森林計画区等を含め、地域の川上事業者が対応可能な規模の樹木採取区を複数、同時に指定することで、川上事業者と川中事業者との連携を容易に。

一方、事業者アンケートによると、地域によっては、短い期間のものが適当との声が大きかったことから、①で得られた情報も踏まえつつ、より権利期間の短い樹木採取区を指定すること等についても検討。

樹木採取区が指定可能と見込まれる森林計画区

() : 権利設定済

森林管理局	対象計画区数 (権利設定済)	マーケットサウンディング実施年							
		R5	R6	R7	R8	R9			
北海道	11 (1)	2	2	1 (1)	3	3			
		日高、渡島檜山	網走東部、胆振東部	(釧路根室)	石狩空知、上川北部、後志胆振	上川南部、網走西部、十勝			
		3 (2)	2	1	1	3			
東北	10 (2)	最上村山、(三八上北)、(雄物川)	東青、宮城南部	津軽	米代川	下北、馬淵川上流、宮城北部			
		3	2		1	2 (1)			
関東	8 (1)	阿武隈川、西毛、下越	那珂川、利根上流		吾妻	鬼怒川、(八溝多賀)			
		1				1 (1)			
中部	2 (1)	宮・庄川				(千曲川上流)			
		1	1 (1)	1		1			
近中	4 (1)	江の川上流	(高梁川下流)	瀬戸内		旭川			
		1	1	2 (1)	1	1			
四国	4 (1)				南予、(四万十川)	安芸	嶺北仁淀		
		1	1		2 (1)				
九州	4 (1)	北薩	始良		大隅、(球磨川)				
		11 (2)	8 (1)	5 (2)	8 (1)	11 (2)			
合計	43 (8)								

注1. () は既に樹木採取権を設定している森林計画区又はその数 (内数)。当該森林計画区ではマーケットサウンディングは実施しない。

2. 本表は樹木採取区の指定や資源の成熟等の状況を踏まえて更新する。

参考：上記森林計画区の主な選定基準

- ① 当該森林計画区における現行の伐採計画の合計面積が、樹木採取区を指定することで、上限伐採面積 (伐期齢等を踏まえて算定) を超えないこと
 - ② 十分な人工林資源が存在すること (林道からの距離、林齢、地位級等に関して一定の条件を満たす人工林資源 (蓄積) について、現行の伐採計画に追加して基本形の樹木採取区を指定するだけの余力があること)
- ※ 森林計画区の伐採計画や人工林資源は、令和4年4月時点のもの

林野庁

林野庁について	お知らせ	政策について	申請・お問い合わせ	国有林野情報
---------	------	--------	-----------	--------

ホーム > 「国民の森林」国有林 > 民有林への貢献 > 樹木採取権制度について

樹木採取権制度について

令和元年6月5日に「国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律」が可決、成立しました。
本法律は令和2年4月1日に施行され、「樹木採取権制度」がスタートしました。

平成31年4月1日、森林経営管理法が施行され、経営管理が不十分な民有林を都道府県が公表する民間事業者に集積・集約する森林経営管理制度がスタートしました。

この制度を円滑に機能させるためには、国有林が、民有林を補完する形で、長期・安定的にこうした民間事業者に木材を供給するとともに、国産材の需要拡大に向けて川上と川中・川下の需要者との連携強化を図ることが有効です。

このため、引き続き、国有林で実施している立木販売事業等の入札による現行の方式を基本としつつ、新たに「樹木採取権制度」として国有林の一定の区域（樹木採取区）において立木を一定期間、安定的に採取する権利を民間事業者に設定できる仕組みを追加して実施することとしました。



樹木採取権制度ガイドライン

[樹木採取権制度ガイドラインの概要\(PDF：1,276KB\)](#)

[樹木採取権制度ガイドライン\(PDF：3,499KB\)](#)

関係通知

[国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に係る森林管理局長の処分についての審査基準等の標準例について（元林国経第165号林野庁長官通知）\(PDF：338KB\)](#)

[国有林野の管理経営に関する法律第8条の6に基づく樹木採取区の指定について（元林国経第174号林野庁長官通知）\(PDF：401KB\)](#)

[「国有林野の管理経営に関する法律第8条の6に基づく樹木採取区の指定について」の運用について（2林国経第44号国有林野部長通知）](#) (PDF：133KB).

[国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等について（2林国経第38号林野庁長官通知）](#) (PDF：2,007KB).

[「国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等について」の運用について（2林国業第170号国有林野部長通知）](#) (PDF：701KB).

[今後の樹木採取権設定に関する方針について（4林国経第65号林野庁長官通知）](#) (PDF：552KB).

関係法令等

[国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）](#)（e-Gov法令検索）

[国有林野の管理経営に関する法律施行令（昭和29年政令第121号）](#)（e-Gov法令検索）

[樹木採取権登録令（令和元年政令第148号）](#)（e-Gov法令検索）

[国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第40号）](#)（e-Gov法令検索）

[樹木採取権登録令施行規則（令和元年農林水産省令第49号）](#)（e-Gov法令検索）

[樹木採取権登録令施行規則第82条の10第2項第4号及び第82条の15第3項第3号に規定する農林水産大臣の定める事項](#)

[国有林野管理経営法の改正の概要](#)(PDF：396KB).

[国有林野管理経営法の改正Q&A](#)(PDF：374KB).

[事業者向けフロー及び施業計画等の記載例](#)(PDF：2,151KB).

様式等

[安定取引協定書の例](#)(WORD：40KB).

【国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等について（2林国経第38号林野庁長官通知）に基づく様式】

[別紙様式第19号（第5の4（6））樹木採取区管理簿原簿の情報の交付申請](#)(WORD：48KB).

[別紙様式第49号（第17の1（1））樹木採取権の移転（一般承継以外）の申請](#)(WORD：57KB).

[別紙様式第55号（第17の2（1））買受適格証明願](#)(WORD：48KB).

[別紙様式第59号（第17の3（1））一般承継の届出](#)(WORD：48KB).

樹木採取権の設定等の登録の申請について

樹木採取権の設定等につきましては、登記に代わるものとして、権利を登録する制度があります。詳細は、以下のページをご参照ください。

林野庁関連リンク：[樹木採取権の設定等の登録の申請について](#)

樹木採取区の指定等の情報

樹木採取区の指定等の情報は各森林管理局のホームページをご覧ください。

森林管理局	管轄地域
北海道森林管理局	北海道
東北森林管理局	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県
関東森林管理局	福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 静岡県
中部森林管理局	長野県 富山県 岐阜県 愛知県
近畿中国森林管理局	石川県 福井県 滋賀県 三重県 奈良県 和歌山県 京都府 大阪府 兵庫県 鳥取県 岡山県 島根県 広島県 山口県
四国森林管理局	香川県 徳島県 愛媛県 高知県
九州森林管理局	福岡県 大分県 佐賀県 長崎県 宮崎県 熊本県 鹿児島県 沖縄県

国有林の資源状況等を踏まえた樹木採取区が指定可能と見込まれる森林計画区は、以下のとおりです。
[樹木採取区が指定可能と見込まれる森林計画区\(PDF：297KB\)](#)

大規模・長期間に係る新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）常時提案受付について

林野庁では、権利期間 10 年程度、規模 200～300 ヘクタール程度を超える大規模の樹木採取権に対するニーズや設定する際の規模について検討するため、民間事業者の皆様へ地域における新たな木材主要創出のアイデアや構想についての情報提供をお願いする新規需要創出動向調査（以下、「マーケットサウンディング」という。）を数次実施したところです。これらの実施結果を踏まえ、今後の樹木採取権設定に関する方針（令和4年12月）にて、大規模・長期間に対するマーケットサウンディングについて、常時提案を受け付けるとともに、提案の確認事項を事前に公表することにより円滑な提案の促進を図ることとしました。

なお、大規模の樹木採取区指定に関連して、川上事業者と川中事業者の連携の円滑化を図るため、以下の「大規模な需要に応じた樹木採取区指定のイメージ」のように、大規模な製材工場等が複数の樹木採取区から原木を調達することを想定し、例えば、隣接県又は隣接の森林計画区で樹木採取区を複数指定することも一つの手法と考えています。このような場合、需要者が複数の川上事業者と連携することも考えられますので、提案作成に当たっての参考としてください。

提案は常時受け付けています。提案の提出に当たっては以下を参照するようお願いいたします。

1 実施方法

以下実施要領等によりマーケットサウンディングを行うことから、希望される方は新規需要創出構想提供書を送付してください。

- [大規模・長期間の構想に対応した樹木採取区指定の検討に係る新規需要創出動向調査実施要領\(PDF：246KB\)](#)
- [様式1 新規需要創出構想提供書\(WORD：30KB\)](#)
- [様式2 資料提供等申出書\(WORD：33KB\)](#)
- [様式3 質問表\(WORD：31KB\)](#)
- [大規模需要に対応した樹木採取区指定のイメージ\(PDF：548KB\)](#)
- [複数の樹木採取権の同時公募様式（イメージ）\(PDF：430KB\)](#)

2 マーケットサウンディングでの主な確認事項

マーケットサウンディングにおいては、下記事項を確認します。

(ア)基本的な事項

- ・事業化のスケジュールをどのように見込んでいるか
- ・事業計画の具体化が進んでいるか

(イ)川上の事業者との連携に関する事項

- ・協定の締結等により連携する具体的な川上の事業者の目途がついているか

(ウ)川下の事業者との連携に関する事項

- ・連携する具体的な川下の事業者の目途がついているか

(エ)地方公共団体等との調整に関する事項

- ・都道府県、業界団体等との調整が行われているか

3 お問合せ先

担当：林野庁国有林野部業務課連携事業推進班

所在地：〒100-8952東京都千代田区霞が関1-2-1合同庁舎1号館
北別館8階ドア番号北814

電話：代表：03-3502-8111（内線6314）

受付時間9時30分～18時15分（12時～13時を除く、土・日・祝祭日休み）

E-Mail：NF_jyumokusaisyuken (at) maff.go.jp ※ (at) を@に置き換えてください

なお、過去に実施したマーケットサウンディングでは、令和3年3月30日～6月30日までの間に3件、令和3年11月19日～令和4年3月18日までの間に1件、令和4年6月17日～9月16日までの間に2件の構想の提供があり、以下の通りとりまとめております。

- [国有林野における樹木採取権の設定規模の検討に係る新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）の結果について（令和3年10月15日）\(PDF：114KB\)](#)
- [国有林野における樹木採取権の設定規模の検討に係る 新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）の結果について（追加実施）（令和4年6月15日）\(PDF：120KB\)](#)

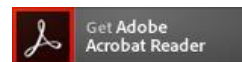
- [令和4年度国有林野における樹木採取権の設定規模の検討に係る新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）の結果について（令和4年11月22日）](#) (PDF : 157KB)
- (参考) [国有林野における樹木採取権の設定規模の検討に係る新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）について](#)(令和3年3月30日)
- (参考) [国有林野における樹木採取権の設定規模の検討に係る新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）の追加実施について](#)(令和3年11月19日)
- (参考) [令和4年度国有林野における樹木採取権の設定規模の検討に係る新規需要創出動向調査（マーケットサウンディング）の実施について](#)(令和4年6月17日)

お問合せ先

国有林野部業務課

担当：連携事業推進班
 代表：03-3502-8111（内線6314）
 ダイヤルイン：03-6744-0482

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
 Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



[関連リンク集](#)

[農林水産省
トップページへ](#)

林野庁

住所：〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
 電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)
 法人番号：4000012080002

[ご意見・お問い合わせ](#)

[アクセス・地図](#)

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries